

## 水道局建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る 一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、水道局が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(市長部局の例)

**第2条** 入札に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等、必要な事項の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか市長部局の例による。

(申請書の提出期間)

**第3条** 申請者は、申請書を次の各項に掲げる期間に提出するものとする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

2 申請者は、平成30年を最初の年とする隔年ごとの1月15日から起算して10日間（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に申請書を提出するものとする。

3 追加受付をする申請者は、前項受付年の翌年1月15日から起算して10日間（休日等を除く。）に申請書を提出するものとする。

4 徳島県と共同受付をする申請者は、前2項の規定にかかわらず、平成30年を最初の年とする（県内業者にあつては平成32年を最初の年とする）隔年毎の1月15日から同月24日までに、申請書及び共通審査書類を提出するものとする。

5 第4項の申請者で前項の期間内に申請書を提出できない場合は、前3項の規定にかかわらず、管理者が定める期間内において、随時に申請書を提出するものとする。

(資格の有効期間)

**第4条** 資格の有効期間については、平成30年を最初の年とする申請年の6月1日から2年間とする。

2 前条ただし書及び第3項又は第5項の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の残存期間とする。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に指名競争入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から県内業者にあつては平成19年5月31日まで、県外業者にあつては平成20年5月31日までは、この要綱に基づく資格を有する者とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に入札に参加する資格を有する者で、県内業者にあつては、この要綱の施行の日から平成32年5月31日まで、県外業者にあつては、この要綱の施行の日から平成30年5月31日まで、改正後の水道局建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱に基づく資格を有する者とみなす。

3 改正後の水道局建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成30年に申請書を提出する県内業者にあつては、同年1月15日から起算して10日間（休日等を除く。）に申請書を提出するものとし、この要綱に基づく資格の有効期間は、平成32年5月31日までとする。